⑶　文部科学省における建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日　文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,000点）以上であること。

⑷　単体又は共同企業体の代表者は、元請けとして免震構造又は制振構造の実績を有すること。（実績を示す資料を提出すること）また元請けとして、平成21年度以降に完成した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る）

①　単体又は共同企業体の代表者
・構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はＰＣ造
・階数　３階建て以上
・規模　延床面積　1,700㎡以上
・用途　教育施設、研究施設、診療施設又は庁舎
・新営又は改修の別　新営又は改修
・工種　建築一式工事

②　共同企業体の代表者以外の構成員
・構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はＰＣ造
・階数　３階建て以上
・規模　延床面積　800㎡以上
・用途　教育施設、研究施設、診療施設又は庁舎
・新営又は改修の別　新営又は改修
・工種　建築一式工事

⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取扱うことができるものとする。

⑹　共同企業体の構成員数は、２社又は３社とする。

⑺　共同企業体の結成方法は自主結成とすること。

⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。

⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、施工場所から10km以内又は東北大学が発注する仙台市内の同一工種工事については、主任技術者の兼務を２件まで認める。また、監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務を２件まで認める。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは，１級建築士の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣若しくは建設大臣が認定した者。

②　平成21年度以降に、元請けとして完成・引渡が完了した下記に掲げる工事を施工した経験を有する者であること。
・構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はＰＣ造
・階数　３階建て以上
・規模　延床面積　1,700㎡以上
・用途　教育施設、研究施設、診療施設又は庁舎
・新営又は改修の別　新営又は改修
・工種　建築一式工事

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑾　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、⑽①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、施工場所から10km以内又は東北大学が発注する仙台市内の同一工種工事については、主任技術者の兼務を２件まで認める。また、監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務を２件まで認める。

⑿　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は本学副学長から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を受けている期間中でないこと。

⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

⒂　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」及び「技術提案書」をもって入札を行い、次のア、イの要件に該当する者のうち、下記⑵④によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。

ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法　標準点を100点とする。加算点は最高53点とし、技術提案書の内容に応じ与える。なお、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合は「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。施工体制評価点は下記３⑶③の評価項目において、企業の施工体制に応じ、最高30点を与える。なお、施工体制評価点の低い者に対しては、加算点を減ずる場合がある。

①　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、評価項目毎にＡ＋（10点）／Ａ（９点）／Ａ－（８点）／Ｂ＋（７点）／Ｂ（６点）／Ｂ－（５点）／Ｃ＋（４点）／Ｃ（３点）／Ｃ－（２点）／Ｄ（１点）／Ｅ（０点）で評価する。

②　「工事全般の施工計画」に関しては提案の内容により、Ａ＋（10点）／Ａ（９点）／Ａ－（８点）／Ｂ＋（７点）／Ｂ（６点）／Ｂ－（５点）／Ｃ＋（４点）／Ｃ（３点）／Ｃ－（２点）／Ｄ（１点）／Ｅ（０点）／不適切又は未提出（欠格）で評価する。

③　②において、「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。

④　価格及び、価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目　評価項目は以下のとおりとする。（詳細は入札説明書による。）

①　企業の信頼性・社会性
・ワーク・ライフ・バランス等の推進

②　ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画
・総合的なコスト　ライフサイクルコスト
・性能等　機能・強度・耐久性等
・社会的要請　$CO_2$削減、省資源、リサイクル等環境対策や騒音、振動等の対策

③　工事全般の施工計画①
・施工上考慮すべき事項等の技術的所見

④　工事全般の施工計画②
・免震構造の性能を確保する取り組みについて

⑤　企業の施工体制
・品質確保の実効性
・施工体制確保の確実性

⑷　受注者の責により、採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施行計画」及び提案した「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うものとする。